身体的拘束等の適正化のための指針

ケアプランサポート はみんぐ

1. 基本的な考え方

当事業所は、利用者の尊厳及び人権を尊重し、利用者の意思及び人格を尊重した居宅介護支援を行います。身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は、利用者の自由を制限し、身体的・精神的な弊害を生じさせるおそれがあることから、原則として行いません。

指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。また、担当利用者が利用するサービス等において身体的拘束等が行われていることを把握した場合には、関係者と連携し、身体的拘束等を行わない支援方法及び早期解除に向けた検討に努めます。

2. 緊急やむを得ない場合の考え方

緊急やむを得ず身体的拘束等を検討する場合は、次の3要件をすべて満たしていることを慎重に確認します。

① 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性：身体的拘束等を行う以外に代替する支援方法がないこと。

③ 一時性：身体的拘束等が一時的なものであること。

3要件を満たす場合であっても、身体的拘束等は必要最小限とし、代替方法を継続して検討するとともに、可能な限り早期の解除に努めます。

3. 身体的拘束等を把握した場合の対応

担当利用者について、居所又は利用するサービス事業所等で身体的拘束等が行われている、又はその必要性が検討されていることを把握した場合は、次の事項を確認し、必要に応じてサービス担当者会議等を活用して関係者と情報共有・検討を行います。

① 身体的拘束等が必要とされる理由及び具体的な状況

② 身体的拘束等の態様、時間及び利用者の心身の状況

③ 切迫性・非代替性・一時性の3要件の該当状況

④ 身体的拘束等を行わないための代替方法

⑤ 解除に向けた方針及び関係者の役割

必要に応じて、利用者・家族、サービス事業者、主治医その他の関係者と連携し、本人の意思及び尊厳を尊重した支援となるよう調整します。

4. 身体的拘束等を行った場合の記録

当事業所が緊急やむを得ず身体的拘束等を行った場合は、法令に基づき、次の事項を記録します。

① 身体的拘束等の態様
② 身体的拘束等を行った時間
③ その際の利用者の心身の状況
④ 緊急やむを得ない理由

あわせて、利用者及び家族への説明、関係者との検討内容、代替方法の検討及び解除に向けた経過についても、必要に応じて支援経過等に記録します。

5. 職員への周知・研修

管理者は、本指針の内容を職員に周知し、身体的拘束等の原則禁止、緊急やむを得ない場合の考え方、記録及び関係者との連携について理解できるよう努めます。

身体的拘束等に関する研修は、虐待防止その他の権利擁護に関する研修等の機会を活用し、必要に応じて実施します。研修を実施した場合は、その内容及び参加者等を記録します。

6. 指針の見直し

本指針は、法令・通知等の改正、事業所の運営状況その他必要に応じて見直しを行います。

7. 利用者等への閲覧

本指針は、利用者及び家族等が希望した場合に閲覧できるよう事業所に備え付けます。

（附則）

本指針は、令和6年4月1日より施行する。

令和8年4月1日　改訂（居宅介護支援事業所用として内容を見直し）